

【憲法】

問題 次の文章を読み、解答しなさい。

Xは、A市において灸（きゅう）業を永年にわたって営んできた。その経験からして、医療によって治らない病気で灸をすればすみやかに効果を期待できるものがずいぶんあることを感じ、灸の適応症を人々に知らせようと考えた。

以上のような意図のもと、「A市B町100番地。灸のX庵。B町で10年の実績あり、技能はわが国最高峰。灸は神経痛、リウマチ、胃腸病に効能あり。灸により熱い刺激が神経に強い反応を起こし、内臓や神経を興奮させ、血行を良くする。これが灸の効くわけである。」を記載されたビラ5000枚を近隣の町内において配布した。

Xのこの配布行為は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律7条（下掲参照）に反するとして起訴された（以下、本件）。同法同条は、灸の適応症の広告を禁じているところ、Xはその禁止に違反した、また、同法同条に反して、施術者の技能、経歴を広告した、というのである。なお同法がこれら事項の広告を許さない理由は、もしこれを無制限に許容すれば、患者を吸引しようとしてややもすれば虚偽誇大に流れ、一般大衆を惑わすおそれがあり、ひいて適時適切な医療を受ける機会を失わせるおそれがあるからである、とされる。

ちなみに、Xは現実にB町で10年、灸にかかわってきた実績があり、その技能は高く、わが国最高峰であると社会的に評価されている。

あなたは、本件を担当する裁判官であるとする。本件に関し、どのような判断を下すか。憲法学の見地から論じなさい。

(資料) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

第1条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。

.....

第7条 第1項 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第一条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

第2項 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

.....

第13条の8 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条又は第7条（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

.....